

日本西洋史学会第24回大会

発 表 要 旨

1974年5月18・19日
於 大 阪 大 学

日本西洋史学会第24回大会

第1日 5月18日(土) 13:30~17:00 ホテル阪神

総合発表.....(4)

第2日 5月19日(日) 10:30~17:00 大阪大学豊中地区学舎

部会別研究発表

古代部会.....(10)

中世部会.....(22)

近代部会.....(34)

現代部会.....(46)

総合発表

1. 秀村 欣二(青山学院大)……反キリスト教思想史における
「背教者」ユリアヌスの意義……………(4)
2. 松垣 裕(熊本大)……コモン・ローとイギリス中世の国制……………(6)
3. 今津 晃(京都大)……アメリカ政治の社会的背景……………(8)

古代部会(法・経 第1講義室)

1. 真下 英信(慶応大)……オデュッセイアにおける贈物……………(10)
2. 向山 宏(美作女子大)……反アルクメオニダイ感情の成立について……………(12)
— メガクレス(IV)の陶片追放を中心に —
3. 伊藤 貞夫(東京大)……nothos(庶子)の法的地位……………(14)
— アテネ市民権との関連において —
4. 大牟田 章(富山大)……前327年のアレクサンドロスの軍制改革について……………(16)
5. 小貫 徹(埼玉大)……プトレマイオス法の性格について……………(18)
6. 平田 隆一(東北学院大)……ローマ共和政成立に関する一考察……………(20)

中世部会(法・経 第2講義室)

1. 下野 義朗(愛知県立大)……9・10世紀フランスにおける「貴族支配」の構造転換 ……(22)
— ロワール河中流域地方を中心として —
2. 井上 泰男(北海道大)……中世ノルマンディの「ブール」の分布……………(24)
— ボカージュ地方を中心として —
3. 橋口 倫介(上智大)……十字軍運動における民衆的要素……………(26)
4. 鈴木 利章(神戸市外大)……中世末期におけるケンブリッジ大学の位置……………(28)
— King's Hallをも参考にして —
5. 尾野比左夫(論心学舎)……15世紀初期における中央行政の特質……………(30)
— 大貴族支配体制の実体について —
6. 森田 鉄郎(神戸大)……ルネサンスの時代づけをめぐる
A・サポーリの新提案をめぐる……………(32)

近代部会(法・経 第3講義室)

1. 川本 宏夫(関西学院大)……リチャード・ハン事件について……………(34)
2. 岡本 明(富山大)……1789年人権宣言の主権概念……………(36)
3. 千代田 寛(広島大)……ドイツ初期自由主義における
国家権力・憲法・大学の自由……………(38)
— 「ゲッチングゲン7教授追放事件」を中心として —
4. 西川 進(福岡教育大)……1830年代中期のアメリカの
Anti-Abolitionismの社会的性格について……………(40)
— ニューヨーク州を中心に —
5. 中村 英勝(お茶の水女子大)……1867年の議会改革とディズレーリの議会戦略……………(42)
— ディズレーリにおける理念と戦略 —
6. 桂 圭男(神戸大)……1871年の「パリ・コミューン」期における
インターナショナル・パリ諸セクションの動向……………(44)
— J・ルージュリの学説の批判的紹介 —

現代部会(法・経 第5講義室)

1. 木村真樹男(早稲田大)……ローザ・ルクセンブルクと「ポーランド問題」……………(46)
2. 藤本和貴夫(大阪大)……ソヴェト国内戦期の性格について……………(48)
3. 志邨 晃佑(広島大)……W・ウイルソンの中立政策について……………(50)
4. 義井 博(名古屋市大)……枢軸同盟と日米関係……………(52)
5. 猿谷 要(東京女子大)……第2次大戦とハーレム暴動……………(54)

反キリスト教思想史における「背教者」ユリアヌスの意義

青山学院大学 秀村 欣二

361年12月、ユリアヌスのコンスタンティノポリス入城によって、哲学はローマ史上再度皇帝の紫衣をまとった。「背教者」ユリアヌスの短かくも劇的な生涯は反ってその評価、とりわけ思想史的位置づけを困難にしている。「背教者」(apostatés)というニックネーム自体がキリスト教的・ビザンツ的解釈に他ならない。

ユリアヌスへの思想的アプローチは在来のキリスト教とローマ帝国、すなわち殉教と迫害もしくは Christianity と Paganism (これまたキリスト教的造語)の対決のシエマより少しく異なった視点から考察する必要がある。すなわちユリアヌスの思想・著作活動をまず主体的にヘレニズム・ローマ世界の哲学的・宗教的展開の中に正しく位置づけることである。その際、彼の思想にどれほどの独創性を見出し得るかは資料の不足もあるが、必ずしも重要なことではない。

この主体的立場を確保したうえで初めて、ユリアヌスの反キリスト教思想史上における意義の解明が着手される。すなわちそれはギリシア＝ローマ異教の Untergang (Schultz) または Ausgang (Geffcken)、あるいは Réaction païenne (Labriolle) を前提として先取りせず、ギリシア＝ローマ的価値観の Restauration であり、同時に Renovatio としての“キリストよりプラトンへ”(Cochrane) が意図されたものといえよう。

ここに反対の方向においてではあるが、その神学的・宗教政策的熱意においてユリアヌスと伯父コンスタンティヌス大帝の間に奇妙な符合がある。従ってユリアヌスのコンスタンティヌスとその王朝批判は幼少時の血族殺戮以来の悲痛な体験によるオレステスの復讐に留まらなかった。ユリアヌスのポジティブな立場は philanthropia と philotheos の結合 (Kabiersch) にあったが、意図された新プラトンのヘリオス＝ミトラスの共同体の理念は彼の戦死によって挫折した。

コモン＝ローとイギリス中世の国制

熊本大学 松垣 裕

西欧封建制社会におけるイギリスの特殊性がその完備した集権的国制に求められることは、メイトランドの指摘いらい研究史上周知のことに属する。ところで、中世の国制とは、「国王が法によって拘束される」(F・ケルン)関係であり、「国王と法との関係を規定するもの」(B・ライアン)であるが、われわれは、中世イギリスにおけるかかる国制の端緒形態を成立期におけるコモン＝ロー体系の中に見出すことができよう。しかし、コモン＝ローの発展は、やがて制定法(statute)および衡平法(equity)の成立・展開によって、中世的国制の構造を転換させずにはおかない。われわれは、この転換の全過程を、法の形式・機能および原理上の相関関係において区分されうる次の四段階に即して展望してみたい。

第一段階は、コモン＝ローの成立期である。アングロ＝サクソン期の地域慣習はほぼ全面的に王国の共通の法に吸収され、コモン＝ロー裁判所(Court of Exchequer, Court of Common Pleas, Court of King's Bench)が成立する。第二段階は、コモン＝ローと制定法の対抗関係があらわれ、両者の相互規制が行なわれるとともに、議会の成立によって制限君主政(limited monarchy)が実現する。第三段階は、コモン＝ローと衡平法の対抗としてとらえられ、国王大権(royal prerogative)の自己発展たる一連の大権裁判所(Court of Chancery, Court of Request, Court of Star Chamber)の創設により、絶対王政への志向が明確化する。第四段階は、ピューリタン革命・王政復古をへて名誉革命に至る激動期で、ここではコモン＝ローを主軸とする前述の対抗関係が二重に作用し合い、三者の優位性が交互に主張されつつ、究極的に議会制定法の至上性が確立する。

アメリカ政治の社会的背景

京都大学 今津 晃

上に漠然とした表題を掲げたものの、本報告の主目的は表題から推測されるような理論的性格のものではないし、扱う対象も比較的限定されている。すなわち、都市化が急速に進行し出した第1次世界大戦に至る1世代のアメリカ社会において、当時大量移住を行っていた「新移民」はどのように都市政治に係わり合いをもったかが主題であり、これを都市ボスの動きを通じて見ようとする点にある。

1920年のアメリカ国勢調査は、都市人口が初めて農村人口を上回ったことを示したが、第1次世界大戦に至るまで、都市への人口集中は主として「新移民」によるものであった。彼らは「小イタリア」、「小ポーランド」、「小ロシア」等々の居住地区をつくり、それらをさらに細分化しつつ、他の地区住民とは別個の生活を営んでいた。都市研究史家のいう「都市的環境内の小町村の集合体」という現象が、ここに見られたのである。トゥイード、コックス、ヘイグ、カーリー、ペンダガスト兄弟と名を連ねる著名な都市ボスは、いずれも移民を背景として権力の座についた人々であった。本報告は、1870年代ミズーリ州カンサス・シティに移り住んだ、アイルランド移民の子ペンダガスト兄弟が、同市の「小イタリア」地区住民をいかに操縦して市政を牛耳ったか、を取り上げようとするものである。

さらに出来るならば本報告は上記兄弟が市から郡へ、郡から州へと支配網を広げ、一時は全国レベルにまで圧力をかけた次第をも検討してみたい。半世紀以上にわたるペンダガスト・マシーンの存在はアメリカ・ボス政治史上でも異例に属するが、それは現代的・都市的アメリカの形成と種族的集団との明確な関連性を示す典例と考えられる。

オデュッセイアにおける贈物

慶応大学 真下英信

ホメーロスを一読すると、我々は、種々の場面において色々な品物が贈物として与えられている事に気付く。本発表では、問題の領域をまずオデュッセイアにのみ限定し、贈物がどのような使われ方をしているか、そしてその社会的機能としてどのような役割を果しているか、いわば贈物の授受をめぐってオデュッセイアの社会の一側面の検討を試みてみたい。

反アルクメオニダイ感情の成立について — メガクレス (IV) の陶片追放を中心に —

美作女子大学 向山 宏

アテナイ史が多少とも明瞭になる前7世紀後半に、既にアルクメオン家はアルコン歴任者を出し、それ故「名門にして富裕」であったが、以後一貫してアテナイの政治経済における第一等の地位を維持し続ける。このことの反面として、この門閥は常に対抗勢力と対峙し、主にこれら反対派を中心に醸成される反アルクメオン家感情に晒され続けねばならなかったとも言える。この門閥にまつわる諸種のスキャンダラスな挿話は、言わばアルクメオン家の長期にわたる権力闘争生活の結晶とも言えるべきものであった。キュロン事件に起因する血の穢れの伝説がその第一であり、楯の合図の噂に代表される親ペルシアの伝説がその第二であり、ペロポネソス戦争期にアリストパネス等の喧伝したコイシュラ伝説などもその一つに挙げられ、それぞれの時代の影を反映している。

ところで、前508年の改革以後、僭主派と寡頭派の二大対抗勢力を抑えたアルクメオン家は、実質的にはアテナイの支配的門閥となり得たはずであった。しかし、最盛期たるこの時期のアルクメオン家の動向はあまり明確でない。むしろ改革後のクレイステネスの消息や歿年、アルクメオン家の活動など不自然なほど不明である。改革自体の伝えもその多くは後思案の産物と推測され、最盛期たるこの時期にアルクメオン家は政治的社会的に何らかの重要な打撃を受け、これら一切の伝承も一時闇に埋れたのではないかと推測される。事実、前480年以後、その著名な財力にもかかわらず、この門閥の政治的活動は一、二の间歇的活動を除き、沈滞に向かっていく。ペリクレス、キモン、アルキピアデスなど傍系門閥の活動は顕著になるが、この門閥自体の活動は衰退している。

ここでは、改革期からペルシア戦争期に至るアテナイの政治的動向とアルクメオン家の沈滞の背後にあるもの、すなわち、反アルクメオン家感情の内容について考察を試みたい。

nothos (庶子) の法的地位 — アテネ市民権との関連において —

東京大学 伊藤 貞夫

nothos とは、古代ギリシアの家において正統な生れを有たぬ者の謂である。この種の人々は、ギリシア史上、時代・地域の別なく遍在し、事実それに関する記事が古典史料や碑文の中に散見される。しかし、ここでは古典期のアテネ市民の間における nothos に考察の対象を限定したい。

nothos には、その母の身分や境涯に従って様々なケースがありうるが、本報告では市民身分の妾 *pallakē* から生れた男子に着目し、その公法上の地位について論ずることとする。彼らはい体アテネ市民たり得たのかどうか。

しかし、この主題はギリシア法制史の難問の一つとして、これまで数多くの論議を呼んで来た。本報告では在来の学説史を検討して論点を整理した上で、関係史料を吟味しながら我々なりの結論を提示することに努めようと思う。

この論題は、ポリス社会を理解する上に次のような意味をもつと考えられる。(1) 市民権の実体を再考する手掛りをそこに見出すことができるかもしれないということ。(2) 市民団の枠組を一層厳密に規定することが可能となるであろうこと。(3) nothos の地位の時代的变化を追うことによって、ポリス民主政の特異な性格を明かにし得ること。(4) 個々の家 *oikos* がポリス社会の中で占める位置をより鮮明に捉える手だてたり得るであろうこと。

前327年のアレクサンドロスの軍制改革について

富山大学 大牟田 章

アレクサンドロスはその東征の全過程において、少なくとも3回の軍制改革を行なっているが、そのなかで前327年、インド侵攻を前にバクトリアで仕上げた改革は、その動機や意図、またその影響において、当面の軍事的必要を越える広汎かつ重要な意味をもつものだったと思われる。東征軍の構成を部隊編成の面と上級指揮権にかかわる人事の面とで大幅に改造した、このときの改革は、Fr. Schachermeyrがいち早く正しく示唆したように、東部イランでの戦闘形式の変質に対処するため、というだけでなく、むしろ当時ようやく表面化したアレクサンドロスの対東方政策「新航路」への軍内部の不満、とりわけ一部有力貴族層のあいだの不満と反感を抑えこもうとする、一連の強力な政策手段と深く結びついていた。

遠征当初から軍組織内部の主要な指揮権を独占してきたマケドニア中心主義的な有力貴族グループは、この改革の完成によって主な指揮系統からほとんど除斥され、代ってアレクサンドロスの東西融和政策推進に協力的なグループの軍掌握が、騎兵部隊(hipparchia)を中心に、このとき以来確立する。このことは、後年の「アレクサンドロス帝国」体制を、その中枢にあって支えるべきメンバーが、すでにこの改革の時点においてほぼ形成されたことを認めさせるのである。

この報告においては、前327年の軍制改革の意味を、東征軍の指導層内部に当初から潜在した、アレクサンドロスと「パルメニオン派」との力の拮抗関係(それがしだいに前者の融和政策と後者のマケドニア中心主義との政策理念の対立として明確化するようになる)の総決算という観点でとらえ、その視角から、アレクサンドロス史全体のなかでのこの改革の位置づけを試みたいと思う。

プトレマイオス法の性格について

埼玉大学 小 貫 徹

プトレマイオス王朝統治下のヘレニズム期エジプトにおいては、エジプト系住民には *ho tēs chōras nomos* または *enchōrios nomos* と称される旧来の土着エジプト法が適用されるとともに三自治都市およびポリテウマには、その住民の出身地の法を基とした都市法 *politikoi nomoi* が認められ、これはやがてギリシア法の殆んど全領域を含んだ多くの王令 (*diagrammata, pros-tagmata*) によって統一されるに至る。したがってプトレマイオス朝においてはエジプト法とギリシア法は明確な区別の下に存在していた。しかし両法体系のこのような併存は必然的に両者の衝突・交渉・相互の影響をもたらし、やがてギリシア・エジプト両法の要素から成る一つの法体系の形成へと向い、ローマ帝政期のエジプトにおいて紀元2世紀には、少数の例外を除き地方在住のエジプト系ギリシア系住民の区別なく共通の万民法的なエジプト人法 *tōn Aigyptiōn nomos* が適用されるに至っている。この相互影響の程度はそれぞれの法領域で異っているが、一般的に言うならばプトレマイオス王朝の布告した王令が土着法に優越したため、多かれ少かれギリシア法の受容が進行したとされ、エジプト法についてはその形式の影響という側面が指摘されている。

Erwin Seidl は、ローマ法との比較からであるが、プトレマイオス法をギリシア法の中に編入して位置づけ、物権法的思考から債権法的思考への移行といった柔軟さがあることに注目している。これが歴史的に何を意味するのか直ちに解答することは困難であるが、本報告では、日常の利害を通じて社会関係が反映される私法の領域の中で若干の検討を行うことにより、ヘレニズム期エジプト社会の歴史的な理解に法的関係の面から接近する端緒を見出すべく努めたい。

ローマ共和政成立に関する一考察

東北学院大学 平田 隆一

伝承によればローマは前509(508)年2人のコンスルによる共和政を樹立したという。この成立の年代については、これを前470年代ないし450年代に置く極論を別とすれば、一般に伝承の年代がほぼ受け入れられている。成立当初の政務官については、伝承をそのまま認める立場の外に、dictator説、praetor maior — praetor minor説、praetor maximusを長とする3人ないしそれ以上の praetores 説が提唱され、今なお対立している。

これら諸説にあつては、クルーシウム王ポルセンナの初期ローマとの係り合い、彼のローマ征服の事実が適切には把握されていないと思われる。私は先にポルセンナに関する史料を検討しつつ、(1) このエトルスキ王がローマを征服・支配したのは共和政成立後であること、(2) 彼のこの支配は前504年のアキアにおける敗戦で終りを告げ、その後ローマは共和政を復活したこと、を確認した。

この第2の結論を基にして、ファスティのコンスル名を検討すれば、前509—504年の6年間のコンスルのプラエノーメン及び氏族名と前503年以降の6年間のそれらとの間には著しい相違が認められ、前者がそのままの形では真正とはみなし難いのに対し、後者は真正と信じられる。従って2人の平等な同僚政務官(当時 consulではなく praetorと称された)の制度は前503年に始ったと考えられよう。

ポルセンナに征服される前の共和政ローマでは、革命後の国内の諸勢力の対立及び混乱、タルクィニウスの逆襲の危険、外国諸勢力の脅威を顧慮すれば、前507年までには崩壊していた王政の後ただちに2人の平等政務官職が創設されたのではなく、むしろ革命を指導した数人のリーダーがいわば臨時革命委員として政権を掌握・担当したと考えられよう。彼らは praetores と称され、praetor maximusが彼らの長として最高権力を持ったのかも知れない。

9・10世紀フランスにおける「貴族支配」の構造転換

— ロワール河中流流域地方を中心として —

愛知県立大学 下野義朗

いわゆる「封建化」の問題を具体的に解明するには、その前提として、いくつかの問題点についての個別実証的研究の積み重ねが必要であると考えられるが、その中で最も重要なもの一つとして、封建貴族とりわけ城主層の出自の問題がある。すなわち9世紀後半から10世紀一杯を通じた政治的激動期——内戦とノルマン人の侵入——に、果して支配権力の担い手に根本的な変化が見られるのか否か、という問題である。かつてM・ブロックは、この時期について社会史的に一つの「断絶」を見ていたのであるが、最近の諸研究はカロリング時代のaristocratieから封建時代のnoblesseへの系譜上の連続性——とりわけvassus dominicusからchâtelainへの連続性——を主張する傾向が強く、その代表として、K・F・ヴェルナーとJ・ブサールの二人によるロワール河中流流域地方の研究を挙げることができる¹⁾。しかしながら、このような「連続」説には、その驚くほど精緻で高度な実証にもかかわらず、系譜の連続性が過度に強調されているばかりか、支配権力の担い手の所領構成と権力構造の分析にまで深めた構造的把握が決定的に欠落している、という点において重大な疑問が感ぜられる。本報告では、若干の史料的所見に依拠しながら、ヴェルナーとブサールの系譜学的研究を批判的に検討するとともに、9・10世紀における政治・社会構造の転換について一応の見通しを明らかにしたい。

註(1) K. F. Werner, *Untersuchungen zur Frühzeit des französischen Fürstentums*(9.-10. Jahrhundert), *Die Welt als Geschichte* 18(1958), 19(1959), 20(1960); J. Boussard, *L'origine des familles seigneuriales dans la région de la Loire moyenne*, *Cahiers de Civilisation Médiévale* (1962).

中世ノルマンディの「ブール」の分布

— ボカージュ地方を中心として —

北海道大学 井上 泰 男

西欧封建社会の地方共同体の成立における先導的集落形態として、既存の定住地、とくにキウイタス=シテの縁辺部に設立されたブルグム=ブールの歴史的意義について、筆者は以前に一応の研究史的考察を行った。その際、ブールの分布は西フランスにおいてとりわけ顕著であり、かつ農村的性格も濃厚になることを指摘した。もちろんブールの性格は地域による相違はあるが、相対的な自由を享有するあらたな「保護された定住地」であり、本質的には経済的局面に重点がおかれるが、同時に軍事的・宗教的的局面も無視できない。

ノルマンディの場合、R. Gênestal, H. Legras, R. Carabie くらい J. Yver, J. Boussard, L. Musset にいたる多くの研究史の蓄積があり、また史料的にも Orderic Vital の「教会史」、E. - J. Tardif の考証になる「ノルマンディ慣習法」、最近では M. Fauroux 編集の「ノルマンディ諸公法令集」など、利用価値が高い。もともとノルマンディのブールは、オート・ブルターニュ、メーヌ、アンジューなどに比べ決して分布密度は高くはないが、ブール発展の中心地帯とは言えないまでも、辺境地帯でなかったことは確かである。

そこで、このような研究状況をふまえ、この度はノルマンディにおける都市的・農村的ブールの、主として時期的分布とその意味を、西北フランスの他の地方とも対比させて検討したい。中心的なモデル地方にボカージュ地方をえらんだのは、(1) 農村ブールの発展が、のちに処女地に建設された開墾系の新村 (ville neuve) に比肩すべき役割を演ずるようになること、(2) ボカージュ地方という立地条件がノルマンディ西南部とメーヌ地方に共通しており、両地方の比較に好都合であること、などの事情によるものである。

中世末期におけるケンブリッジ大学の位置

— King's Hall をも参考にして —

神戸市外国語大学 鈴木利章

従来、中世におけるケンブリッジ大学は、目立たない、しかも三流の大学という評価をうけてきた (H. Denifle 1885, H. Rashdall 1895, 1936)。本報告の目的は、この定説を批判することにある。1958年のケンブリッジ大学の中世史教授 W. Ullmann の二論文を嚆矢として、中世における当大学の再評価の動きが活発となる。報告者は、これら最近の研究成果を十分にふまえ、その過程でみいだされてきた新史料、つまり13世紀中葉と推定されているケンブリッジ大学の Statutes と当大学内の学寮のひとつ King's Hall の会計簿を通して、中世末期におけるケンブリッジ大学の大学史における位置を考察する。さらに、キングズ・ホールの設立 (1317年エドワード二世) の意図と状況から、バロン層に対する国王の巻き返し政策などを考察し、当代の政治史の流れの中に、さらには世俗化という大きな時代の流れの中にケンブリッジ大学を位置づける。

15世紀初期における中央行政の特質

— 大貴族支配体制の実体について —

ノートルダム清心女子短期大学 尾野比左夫

一般にランカスター朝の統治は、少数の封建大貴族によって支配され、統治機関としての合議機関が著しく発達したといわれる。すなわち、中央行政における諮問会議カウンスルと立法機関たる庶民院の発達である。この中、封建大貴族が直接関与するのは行政部門 — 諮問会議であり、従って、諮問会議の性格・その王権制限的役割を究明しなければ、大貴族支配体制の実体は把握され得ないであろう。元来、諮問会議は国王の統治方針に審議・同意を与える性格をもっていたが、実際には、王国の政策を立案・審議する行政機能を発揮し、とくに15世紀前半期においては、その運営は大貴族が中心となって行なった。かかる様相はヘンリー六世の治世に最も顕著にあらわれている。

では何故、中央行政は大貴族が牛耳るようになったのか、また、その過程はどのようにして行なわれたのだろうか。大貴族による行政支配の基礎はヘンリー四世時代にきずかれたが、その理由は何か。

ヘンリー四世の諮問会議については、カービー、ブラウン、マクファレンのすぐれた研究がある。これらは諮問会議の詳細な分析を行なうとともに、会議と庶民院との関係にもふれ、国家統治上における当機関の役割を明らかにしている。しかし、いずれも、大貴族による支配体制成立の背景については深く追求していない。

本発表は、右の未解決の問題を解明する企図の下、ヘンリー四世の諮問会議の貴族制的性格を考察するため、次の諸点：(1)諮問会議の政治的位置とその役割、(2)大貴族の諮問会議におよぼす影響力、(3)当機関の発達と王国財政との関係：を明らかにしたい。そのことにより、ランカスター朝統治における大貴族支配体制の本質の一端が把握出来れば幸である。

ルネサンスの時代づけをめぐる

A・サポーリの新提案をめぐる

神戸大学 森田 鉄郎

イタリア歴史学界の戦後20年間の研究成果を総括する歴史学会議が1967年秋ベルギーで開催された際、G. Martiniは1952年フィレンツェで開かれた「ルネサンスに関する第三回国際会議」が大戦後のルネサンス研究史上ひとつの画期をなすことを指摘した。ところで、そのフィレンツェ会議で最も議論を呼んだのは、ルネサンスの経済に関するA. Saporìの報告である。彼が12、13世紀をイタリア経済の英雄時代と呼び、そこに焦点を置いてルネサンスの経済を語ったのに対して、C. Garinなど文化史家たちがその時代的な見当違いを批判したのである。これに対してサポーリは、1957年に“Medioevo e Rinascimento, spunti per una diversa periodizzazione”(in ‘Archivio Storico Italiano’ Anno CXV, disp. 2.)を発表して、12世紀以降の都市生活の振興に随伴した文化上の革新的な諸現象を指摘し、文化全般を総合的に把握するならば、12～14世紀こそ本来的ルネサンスの時期とすべきだと、いわばひらき直りの態度を示した。彼によると一般的に盛期ないし本来的ルネサンスの時期とされている15～16世紀は、むしろルネサンスが停滞から衰退に向かっている時期なのである。

実は、彼のこの論文は、彼の主張に注目したL. Febvreのすすめにより、その創刊・主宰する“Annales”(1956)に“Moyen âge et Renaissance vus d'Italie”の題で発表したもののイタリア語版であるが、サポーリはその後フランス・スイス・ユーゴスラヴィアなどの諸大学に招かれて同じ主題の講義を行ない、またイタリア国内でも Accademia dei Lincei その他での講演などで、繰り返して同様の主張を披露している。Nuove Questioni di Storia Medioevale (Milano-1964)のルネサンスの項にも、同主旨の彼の論文“Medioevo e Rinascimento:proposti una nuova periodizzazione”が採用されており、ここに彼の主張を無視してルネサンスは語れないようである。ここではこの最後の論文により彼の主張をとり上げる。

リチャード・ハン事件について

関西学院大学 川本宏夫

イギリス宗教改革については、その政治性が強調される。これは単純化していえば、国王の離婚問題に、教皇との確執の原因を求めることによる。だが、A.F. Pollardのように、離婚問題は「きっかけであっても、原因ではない」とする場合、当時既に存在していた Anti-clericalism を可燃性物質 combustible materials として重視する。ここに、その反聖職者感情をはっきり表明すると思われるリチャード・ハン事件を取り挙げる。

1514年12月、ロンドンの富裕な商人 Richard Hunne が St. Paul's の Lollard's Tower の一室で死体となって発見された。事件の発端は、彼の息子の死に際し、司祭が慣習となっていた Mortuary を彼に要求したのに対し、ハンは財産は自分のもので子供のものではないとして、これを拒否したことにある。彼は司祭を教会裁判所に告訴し、一方ハンも司祭を Praemunire に該当するとして世俗権に提訴した。そこで教会側は、彼を異端として逮捕し、投獄中に、前記のように彼は死体で発見された。

この事件はいくつかの問題を提起する。(1) 他殺か自殺かの争点は、当時、反聖職者感情の強かったロンドン商人層を中心とする教区民と司祭との争いを浮彫りさせ、(2) Mortuary の問題は、のち、イギリス宗教改革の中で「最も激しい攻撃」といわれる1528年の Simon Fish の「乞食のための嘆願」のパンフレットの中に生き、(3) 更に、この事件は、教権と世俗権の司法管轄権の対立の真只中に起っており、その意味では、教皇との確執を決定的になさしめた1533年の上訴禁止法に大いに係ると思われる。

従って、H. M. Smith もいうように、このリチャード・ハン事件は、「宗教改革の研究には恰好の序幕」であろうし、また、イギリス宗教改革の歴史の中で、この事件は重視されねばならないという E. J. Davis の言葉を、改めて考えなおさねばならない。

1789年人権宣言の主権概念

富山大学 岡本 明

89年人権宣言は、主権の所在とその根拠となる自然権を宣明したものであるが、同時に固有の代表制観念をも提示している。この人権宣言と、91年憲法の意味する主権概念や93年憲法のそれとのちがいははっきりとみさだめておく必要がある。

同宣言を一個の論理的・思想的体系のかたちでさきどりしたものはなく、ルソーの『社会契約論』をもって等置することもできない。そこでわれわれは、憲法委員会の審議した諸草案の検討からさらにさかのぼって、二回にわたる名士会や地方三部会の動向、全国三部会の召集にいたる過程を、思想史的・政治史的な前提とし、このなかからてがかりをえなければならない。またシェースはここで論じられた「代表」の問題をふまえつつ、『第三身分とはなにか』において国民議会宣言をさきどりする特有の革命理論にまで昇華させている。

本論は、(1)シェースの理論に反映されているドフィネ州の動きを中心に、その他の州で展開された諸身分の行動、これへの国王顧問会議の対応をあとずけて代表理念の形成過程をさぐることに、(2)全国三部会召集以後の革命過程で論ぜられた自然権の一つ「抵抗権」の思想を検討すること、この二点をふまえて89年人権宣言とのちの両憲法との主権概念の原理的なちがいを明らかにすることを目的とする。

ドイツ初期自由主義における国家権力・憲法・大学の自由 — 「ゲッチンゲン七教授追放事件」を中心として —

広島大学 千代田 寛

「ゲッチンゲン七教授追放事件」とは、1837年、ハノーヴァー王国において、新国王 Ernst August が、1833年のハノーヴァー憲法を一方的に無効としたのに対し、これに抗議した Dahlmann, J. Grimm 等 7 人の教授が免職・追放処分にされ、憲法紛争に発展した事件である。この事件によって、ドイツの教授層は強力な政治的影響力を得ることになったといわれる。事実、ダールマン、J・グリム等は三月革命のさき議員として活躍するのである。七教授の抗議を検討してみると、憲法の保障する自由を中心にして国家権力と大学の自由ないし自治との関係が問題となってくる。中世的ツンフト的大学の自治観に立つとき近代立憲制の廃止は望ましいであろうし、大学の自治をすべて中世的ツンフト的として否定する啓蒙主義的実用主義的見解をとれば大学人による抗議行動は無意味となろう。この両極端の大学自治観の間で、憲法の保障する自由と分ちがたく結合したものと大学をみる七教授の立場や、大学の自由を政治的領域の自由とは別個の学問的精神的領域のものとみなす Herbart 等の主張や、国王の大権事項である憲法問題は大学の事項とは直接関係しないとする大学監督局の見解が、競い合ったのである。

以上の如きこの事件が提示する問題点は、大学の自由を現実化したといわれるベルリン大学の創設者 W. v. Humboldt へ我々の視線を向けさせるのである。フンボルトとダールマンの見解は、大学の自由の観方においても、人間に対する学問の一般的意義の上昇と現実的政治(権力)関係における大学の役割の減少の認識においても基本的に一致している。強いて差違を求めれば、後者では国家が包摂する人間の活動領域がより組織化・拡大されている。すなわち政治化の傾向がみられるといえよう。本発表では、できれば三月革命をも視界にとらえつつ、国家権力・憲法・大学の自由の関係を中心にドイツ初期自由主義思想の解明に努めてみたい。

1830年代中期のアメリカの Anti-Abolitionism の社会的性格について

— ニューヨーク州を中心に —

福岡教育大学 西川 進

1830年代のアメリカ社会は、産業革命期の経済的変動によって、植民地時代以来の社会構造の重要な変化と新たな階級的対立を生じていた。

とくに東部社会の保守的支配層と新興産業階級の独占と支配に対する手工業職人や労働者の社会的不満は増大していた。34年ごろから始まるニューヨークの大衆暴動の激化は、ジャクソニアン期の経済変動と社会矛盾と無縁のものではなかった。しかも注目すべき特徴は、それがアポリショニズムに対する阻止的運動として、暴動の形をとって展開したことである。

すでにL・L・リチャーズは、この反アポリショニズムの運動を、地位と財産を守ろうとする保守的上層市民＝銀行家、富裕商人、裁判官・弁護士・医師・牧師＝の策謀と指導のもとに惹き起された貧困下層市民の暴動であったと論じ、とくにユチカ市に関するリチャーズの階層分析において、アンチ・アポリショニストに占める保守的富裕市民の比率の高いことと、それらが伝統的家系を誇り、その地位と財産への執着の強いことを指摘している。しかしこの暴動を、単に保守的支配層の反動的なアンチ・アポリショニズムの運動として規定するには、あまりに多くの側面が欠落してしまうのである。むしろM・A・レボウィツの示唆にとむジャクソニアンズ 성격、すなわち貧困化しつつあった手工業職人層の危機的性格のなかにこそAnti-Abolitionismの主要な契機と方向が胚胎していたのではなかったか。

この問題を (1)アンチ・アポリション暴動の激化した30年代中期の社会的背景、(2)とくにニューヨークの経済的動向、(3)経済変動と産業機構の変化による手工業職人の階級的矛盾と意識等から考えてみたい。

1867年の議会改革と Дизレーリの議会戦略

— Дизレーリにおける理念と戦略 —

お茶の水女子大学 中村英勝

1867年の議会改革 — いわゆる第2次選挙法改正は、時の保守党内閣の首相ダービー伯の有名なことば“Leap in the Dark”（「暗闇の中の跳躍」—「清水の舞台から飛び下りる」という意味であろう）で知られるように、当時のイギリス政界における保守勢力から見れば、いわば「向う見ずの行為」であり「暴挙」であった。この改革により、イギリス連合王国全体の有権者数は、1866年の135万人余から68年の247万人余へ、約112万人、82.5%増加し、とくに都市選挙区では138%もふえ、大衆選挙権にもとづく大衆デモクラシー的な政治状況への突破口が開かれた。その前年（66年）に自由党内閣が提出したきわめて穏健な—40万人しか有権者がふえない—改革法案さえ、下院で葬られてしまったのに、保守党内閣の手でこのような画期的改革が実現したのはなぜか？そこには、下院において実際にこの改革実現をリードしたディズレーリ蔵相のきわめて巧妙な議会戦略と、これを裏付ける政治理念があったと考えられる。

当時の第3次ダービー—ディズレーリ保守党内閣は少数党内閣であったが、ディズレーリは議会における反対党である自由党内部の動きや議会外における「改革連盟」などの政治勢力の動向を適確に把握して、グラッドストンの率いる反対党を切り崩し、自由党急進派の提出した修正案を次々に受け入れて、ついに画期的な改革を実現してしまった。この過程における議会内外の政治勢力（その背後の社会層）の動向と政治力学およびディズレーリの議会戦略を分析し、彼の政治行動が表面的にはきわめて無原則でオポチュニスト的であり、短期的に見れば、「危険な沼」にはまり込んだものであった（F. B. Smith）とも考えられるが、長期的に見れば、もともと急進派であった彼の青年時代からの政治理念（「私はわが国制における良きものをすべて保持しようとする保守主義者であると同時に、悪しきものをすべて取り除こうとする急進主義者でもある。」）にもとづくものであり、その後長い生命を保つイギリス保守党の理念と行動を基礎づけるものであったことを明らかにしたい。

1867年の改革後100年を経て、

Smith, F. B., *The Making of the Second Reform Bill*, Cambridge U. P., 1966.

Cowling, Maurice, *1867: Disraeli, Gladstone and Revolution: The Passing of the Second Reform Bill*, Cambridge U. P., 1967.

Smith, Paul, *Disraelian Conservatism and Social Reform*, London, 1967.

Blake, Robert, *The Conservative Party from Peel to Churchill*, London, 1970.

Blake, Robert, *Disraeli*, London, 1967.

などの詳細な研究書や伝記が発刊され、それらはいずれも当時の多くの政治家たちの保守的な意図やディズレーリの政治的便宜主義や政権欲、当時のイギリス下層階級が上層階級を尊重する「謙譲な」(deferential) 性格などを強調している。これらの見解にももちろん大きな妥当性はあるが、それと同時に、彼の政治行動の意味をもっと長期的な展望のもとに理解することも必要ではないかと思われる。

1871年の「パリ・コミュン」期におけるインター
ナショナル・パリ諸セクションの動向
— J.ルージュリの学説の批判的紹介 —

神戸大学 桂 圭 男

オランダの「国際社会史学会誌」のパリ・コミュン百年記念号「1871年、パリ・コミュン史のための道しるべ」(1871, Jalons pour une histoire de la Commune de Paris)に発表されたジャック・ルージュリの巻頭論文「1870～1871年の諸事件の時期におけるパリの国際労働者協会と労働運動」(Jacques Rougerie, L'A. I. T. et le mouvement ouvrier à Paris pendant les événements de 1870～1871)は、イデオロギー的解釈を排して、民衆革命としてのパリ・コミュンの生の現実を直視し、下部の民衆次元から上部の活動家集団の行動をとらえ直していこうとする著者の方法的立場を、コミュン期の第一インターナショナル・パリ諸支部(地区単位に結成された諸セクション)と労働者諸組織及びインター・パリ連合評議会の関係に適用したものである。この論文によって従来知られなかったインターの下部組織の動向が原史料をふまえて大巾に解明され、インターナショナルの構成要素の多元性が指摘された。またコミュン評議会の多数派の中に少数派のそれをこえるインター派が含まれており、多数派=ジャコバン・ブランキスト、少数派=インター派という従来の図式的解釈の一面性も指摘された。

本報告はこのルージュリの論文を批判的に紹介する中で、いわゆる「プロレタリアートの独裁(dictature)」の国家論について、いくつかの私見をのべてみたい。

ローザ・ルクセンブルクと「ポーランド問題」

早稲田大学 木村 眞樹男

19世紀の国民主義の興隆の中で「ポーランド問題」(Polnische Frage)は、トルコ問題とともに、ヨーロッパの歴史的発展に大きな影響を与えた。この問題がヨーロッパの政治・外交の焦点となりえた理由の一つに、この国の占める地理的位置の重要性がある。ツァーリズム・ロシアの南下政策に脅威を感じていたヨーロッパ列強にとって、中間地帯をなすポーランドの帰趨は祖国防衛の鍵であった。

このことは民主主義者や社会主義者にとっても同様であった。ツァーリズム・ロシアを全ての反動の根源とみていたマルクスは、ロシアとの戦争で絶対主義の家父長的、封建的性格を打破することがヨーロッパ民主主義建設の大前提であり、民主的ポーランドの建設は民主的ドイツ建設の第一条件であると考えた。このマルクスの見解は、1864年の第1インターナショナル創立大会で確認されたのち、ヨーロッパ社会主義の伝統として、エンゲルスやW・リープクネヒトに継承された。同年の蜂起の挫折により、インターナショナルの「ポーランド問題」への関心は薄れていったが、ポーランドの社会主義者はこの伝統を護り続け、1896年の第2インターナショナル・ロンドン大会で「ポーランド再建決議案」を提出するに至った。

ローザ・ルクセンブルクはこのマルクス以来の伝統を時代遅れとして否定した。彼女はロシアとポーランドの社会発展を解明し、ロシア資本主義の成長と両国の資本主義的癒着を指摘して、ポーランドにはナショナルな階級が存在しないと主張した。彼女は民族問題を権利の問題としてだけでなく、社会的発展の視点から、即ち歴史的視点から把握したのである。

本発表では、ルクセンブルク理論体系の中で最も弱い環とされた民族問題が、彼女のマルクス主義理論の最も徹底した側面であったことを、彼女の1893年から1908年までの「ポーランド問題」に関する著作の分析を通して明らかにしたい。

ソヴェト国内戦期の性格について

大阪大学 藤本 和貴夫

ソヴェト国内戦期（1917年 — 1920年）は、ロシア十月革命の不可分の一部であり、十月革命の性格を考える上でも、またその後のソ連邦史を考える上でも、大きな重要性をもっている。全国的な視野からこの時期をみるなら、これは、二月革命以降に開始されていたロシア国内の内戦が、中央におけるソヴェト権力の樹立後、多かれ少なかれ帝国主義諸国政府に援助された、エスエルを中心とする憲法制定会議派やコルチャーク、チェニーキンらの白軍と中央権力との全面的な内戦に突入し、後者の戦勝に終わった時期にあたる。

この時期はまた、内戦の推移に応じて、都市に対して農村が、中央に対して地方が、それぞれ自らの独自性を主張した時期でもあった。これらの動きを、「おくれた地域の反革命」としてひとまとめにくくすることはできない。それぞれの動きの内的論理をあきらかにする必要がある。

一方、ソヴェト権力内部においても、現実に対する対応の中から、地方ソヴェトの自立性、道徳的な社会主義を主張する左翼エスエルなどとボリシェヴィキとの分裂がおこり、前者は叛乱の失敗によって非合法化される。そして、内戦に勝利するためのあらゆる分野における中央集権化、規律、秩序の強化がはかられ、ソヴェト権力勝利の原動力となった。だが、内戦の終結が近づくと、これらの処置の緩和を求める主張がボリシェヴィキ内の「労働者反対派」「民主的中央集権派」の中にあらわれる。しかし、政府は、穀物の割当徴発制によって激化していた農民との間の矛盾をネップによって解消する上で、政治的な面での譲歩の危険性を十分きとっていた。こうして、内戦末期からネップ初期における、政治的側面での「戦時体制」の定着は、その後の歴史に大きな影響を与えることになったといえる。

W・ウイルソンの中立政策について

広島大学 志 邨 晃 佑

1914年8月から17年3月にいたる間の、第一次大戦に処してのウイルソンの基本政策は、たんに戦争に巻き込まれまいとする消極的中立政策でなく、相争う両陣営とも大戦に責任があるとする理解に立って、合衆国が大戦の局外にとどまることによって大戦を調停することができ、かつこれによって合衆国の理想とする自由主義の新世界秩序を建設しうる、とする積極的含意をもった中立政策であった、と考えられる。このような観点から、報告者はハウスを通じての和平工作、ドイツの潜水艦戦への対応などの吟味を試み、あわせて、参戦にいたる政策転換の理由を整理してみたい。

最終的にウイルソンが参戦を決意するのは17年3月19日～20日と考えられるが、これをもたらした要因は、(1) 調停を通じての新世界秩序樹立の道がすべて閉ざされたと考えられたこと、(2) 無制限潜水艦戦宣言とツインメルマン電報によって、ドイツ軍国主義の確定、平和的方法によるドイツへの働きかけは無効、との印象が生じたこと、(3) ロシア三月革命によって、連合国の戦争の枠組の中で自由主義の新世界秩序を建設しうるとの展望が開けたこと、(4) この段階でなお中立にとどまり、かつ大戦が終結すれば、合衆国には世界秩序再建にあたる講和会議への出席が許されないと考えられたこと、の諸点に整理されると思われる。

枢軸同盟と日米関係

名古屋市立大学 義井 博

太平洋戦争前史の研究については、さまざまな研究成果が発表されているが、ここでとりあげる問題はつぎのような点である。

ハル・ノートから分析すると、枢軸同盟（日独伊三国同盟）は中国問題や南方進出と相並んで太平洋戦争の主因の一つとみなされるが、1941年の日米関係の推移を展望すると、それには疑問が生まれてくる。日米諒解案の作成にはじまる初期の日米交渉では、アメリカは日本にたいして枢軸同盟から離脱することを強く求めた。そこで、日本は、9月6日、対米参戦義務のふくまれている枢軸同盟第3条の解釈について、「自動的」でなく、「自主的」決定の態度をとることをアメリカに通告するとともに、ドイツに非協力の態度をとって、アメリカの要望に応える姿勢を示したが、それにもかかわらず、11月の日米交渉では、ハル国務長官は執拗に枢軸同盟の完全な廃棄を迫って、日本を非難した。

その理由は、すでにアメリカの政策決定者に戦意が高まっており、枢軸同盟を開戦の口実に使おうとしていたと考えてこそ、首肯できるであろう。然らば、アメリカの対日参戦決意はいつごろ、どのような状況の中で固められたか。その回答としては、独ソ開戦による世界情勢の激変、並びにそれに伴う日本の南進にたいするアメリカ首脳部の反応を指摘することができる。

以上のように、この口頭発表の目標は日米交渉におよぼした独ソ開戦の影響の検討をとおして、アメリカの参戦決意の形成過程を考察することにある。

〔主要史料・文献〕

Hearings before the Joint Committee on the Investigation of the Pearl Harbor Attack, 39 Parts, Washington, 1946.

Schroeder, P. W., *The Axis Alliance and Japanese American Relations, 1941*, New York, 1958.

Dawson, R. H., *The Decision to aid Russia, 1941*, Chapel Hill, 1959.

Divine, R. A., *Roosevelt and World War II*, Baltimore, 1969.

Borg, D. and S. Okamoto(ed.), *Pearl Harbor as History*, New York, 1973.

第二次大戦とハーレム暴動

東京女子大学 猿谷 要

第二次大戦たけなわの1943年8月、ハーレムに大規模な黒人の暴動が発生した。

第二次大戦がアメリカ合衆国内部のマイノリティ集団、とくに黒人たちに与えた影響はきわめて広汎なものであり、最終的には黒人の覚醒をよびおこしてその社会的地位を向上させることになったが、一方その大戦中に国内では、いくつかの激しい人種紛争が発生している。

そのなかから、いまハーレム暴動の例をとりあげて、この暴動の特色とそれがもつ意味を、歴史的には人種紛争の系譜を通して、また同時代的には他のマイノリティ集団との比較を通して考察する。

[参考文献]

Allon Schoener, ed., *Harlem On My Mind*, Random House, 1968.

Arthur I. Waskow, *From Race Riot To Sit-In*, Doubleday & Company, Inc., 1966.

Thomas R. Frazier, ed., *Afro-American History : Primary Sources*, Harcourt, Brace & World, Inc., 1970.

R. Hofstadter & M. Wallace, eds., *American Violence : A Documentary History*, Random House, 1970.

H. D. Graham & T. R. Gurr, eds., *The History of Violence in America*, New York Times Company, 1969.

L. H. Fishel, Jr. & B. Quarles, eds., *The Negro American : A Documentary History*, Scott, Foresman and Company, 1967.

その他



